

〈近世女性史資料(11)〉

女孝經講釋 (本文)

— 書誌・翻刻 —

黃色瑞華\*1  
若林俊英\*2

---

< Early Modern Women's History Research Materials (11) >  
ONNAKHOKYOKOHSYAKU  
—Text and Bibliography—

.....OHSHIKI Zuike &  
WAKABAYASHI Toshihide

- 
- \* 1 城西大学教授・主任研究員
  - \* 2 城西大学助教授

一書誌

二翻刻

所蔵 城西大学国際文化研究所。

凡例

書型 半紙本一冊。縦二二・三センチ。横一六・七センチ。

1 『女孝経講釋』の忠実な翻刻を旨とする。

表紙 厚紙の上に縹色無地極薄紙を貼る。

2 使用漢字は可能なかぎり原形のままとし、原本の面影を伝えるように努める。

題簽 左肩。白色四周枠。縦一四・五センチ。横二・二センチ。

3 漢字ルビもすべて原本のままとする。

シテ。

4 行移りもすべて原本のままとし、丁移り、表裏の別は、「一オ・」一ウを以って示す。

嘉永  
再版 女孝経講釋 全

綴糸 薄茶色絹糸一本掛。

内題 女訓孝経

構成 一オ・ウ（絵入り）。

序（本文講釋・池田英泉誌）

二オ以下に本文。上段に講釋。

丁数 全三十六丁（内、序一丁）。

各面 五行（本文）。

匡郭 縦一九・五センチ。横二二・八センチ。

内、上段（講釋）、四・九センチ。

柱刻（本文のみ）一〇三十五

奥付 刊記を欠き、

東都書物問屋

馬喰町四丁目

吉田屋文三郎板

唐の玄宗皇帝の臣朝散郎

陳邈の妻鄭氏と云者女孝經を

著す其文經史の語を摘て曾子の

著す書牀に擬す孝經に古文あり

今文あり其今文十八章を以す

號て女孝經といふ

婦女孝貞の道を述

五常の教といへども

孝を以て本となす聖

人の道を講し女の教

育に八實に珍重すべき一

書也則表文を以是を帝に

奉進れり今専ら本朝



序1オ

にても是を女兒初學の

一助となす曹世叔が妻

班昭が女誡七章に本づきたるもの也

孝の一字ハ天地万物孝の神理なくして

生するものなき意味深長なれども

寸紙にハのべ盡しがたし元來孝の

一字ハ老と子と二つを合て

作れり文字を傍偏と

なすときハ畫を省て用る

事多し老の字の叺畫を

取り子の字を合す上より

ミる時ハ老夫の子を覆ひ

携たる形也下より仰見上れバ子老を戴き

敬ふの象也爰を以て孝の一字となる老ハ

子を愛し子ハ老を敬ふ愛と敬と備れバ

人倫立の道

理なり委くハ

□□□□ことを得ず

□□□□とも其畧理を

さとすべき也

一序二ウ

女訓孝経(本文)

開宗明義章第一  
せんそとひらきぎをあららかにす

夫孝ハ百行の本。万

善の源にして凡の善

事皆孝より始る也親に

事て孝ある者ハ夫舅

姑に事て孝貞にして

其外の事に於ても誠有

故に忠臣ハ孝子の門に出

るといひて万善悉これよ

り生ずるを以て聖人の教

にも孝を第一とし給ふ也

抑孝ハ天地に廣く人倫

に厚ふし鬼神を動し禽

獸を感じ恭禮に近し三

思ひ後に行ひ其勞を施

す事なく其善に伐らず

和柔貞順仁明孝慈

道に過たる徳ある事なし

然に世の人或ハ妻子に

此

心を傾け親兄の敬ひを

失し或ハ我身を恣にせん

とて義理を顧ず是皆恩を

忘れて不孝を致す也夫初

て母の胎内にやどりしより

生出候事襁褓の中に在

竹馬の戯れ疾病の患

父母の思更に諭がたし心

をひやし魂をけして幾

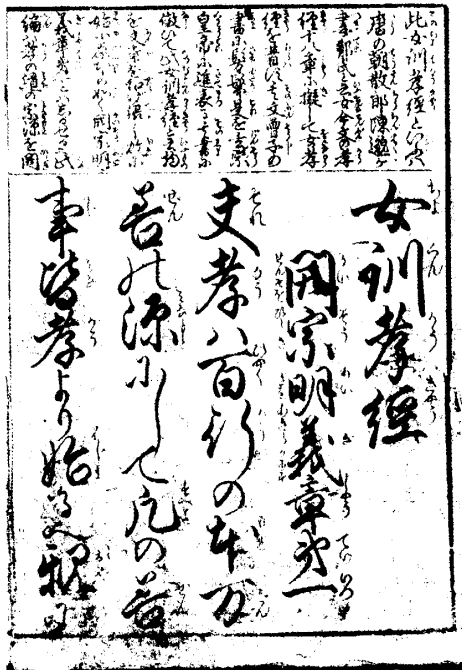
度か涙を拭ひ幾度か身

をこがして漸育あげ。物

を學しむる其子として

親既に年老力衰へ老

をばはれて



本文1才

老し拙しとて嫌ひ病に  
よりて行歩かなひ給ハ

ねども立居にも心つけず

早く死せよかしと思ふかゝる

輩ハ縦養ふといふとも犬

鶏を飼が如し親を養ふ

事ハ鳥だにも養ふぞかし

妻子の愛に忍身を恣に

せん事を求て梟の母を喰

が如し不徳不信に恐しく

其父母夫舅姑にあたり

侍らバ子なきにハしかじ況や

身を慎ず咎を蒙り世に

恥をうけバ父母の身をも

毀傷といふべし返くも

慎玉ふべし愛を以孝行を

人倫第一の道とするに仍て

能孝を盡すに於て八天

地も感應ましく家富

榮ゆこれを身を立ると

いふなり

后妃章第一

古の徳ある女御后ハ賢

明の婦徳を持ち其色に

淫せず臣下の賢をすゝめ

慈悲の心深く民を憐ミ

朝暮に君の不徳なからん

ことを思ひ給ふ事關雎

麟趾の詩にいへるごとく

にして是后妃の孝也

夫人章第三

尊に居て儉約を能し

位を守りて私なく其勤

勞を審にし其視聽を

明にし古書の教を學び

絲竹の芽出たきを愛

主君の身に殃害なか

らん事をはかり其儀を

失はずよく子孫を和げ

其先祖を恭敬ひ邪を

閉て其誠を存する是  
夫人の孝なり  
「八オ

邦君章第四

君賢にして夫人婦徳  
あれバ家治國安宗祖  
鬼神福を賜ひ五穀豊  
熟にして民悦是君よく  
法令を守給ふの徳也  
「八ウ

庶人章第五

婦人の道ハ義理の二を  
よく弁へ人を先にし己を  
後にし夫舅姑に能つかへ  
兄嫂女公を敬ひ織縫  
紡績の事を勤万事儉  
にして費を省き家内和  
同し召使ふ者を憐ミ他  
人を敬ふハ是庶人の  
妻の孝なり  
「九ウ

事舅姑章第六

女子の舅姑に事るや敬  
ハ父と同じ愛ハ母と同ふす  
是を守るハ義也是を執ハ  
禮なり夜ハ遅く寢朝ハ  
早く起盥漱衣服を以  
て見廻機嫌を窺ひ冬ハ  
温にし夏ハ清し昏に  
定りて晨に省ミ敬を以  
て内を直し義を以て外を  
方す禮と信とをはなる事  
なし婦人ハ夫の家を我  
家とする故に嫁を歸と云  
我が家に歸といふ事也故に  
夫の家に於てハ舅姑  
を我親よりも重じ敬  
事嫁たる者の孝なり  
「十一オ

三才章第七

天の經と地の義と人の  
「十二ウ

行とを天地人の三才とハ

いふ也是を以て人ミな其行

を慎ずんバ有べからず夫を

天とし仰事るハなを地の

天の恵によつて万物を生

ずるの理也それ婦人ハ別

に主君なし夫を主人とし

て敬ひ夫の教訓に叛さ

るハ陰の陽に随ふ道理

にて玷べからざるの道なり

返くも夫に逆て天道の

罰を受べからず

### 孝治章第八

古の淑女の孝を以て内

を治るハ臣下の妻妾を

卑ミ遺す況や娣姪に

於てをや故に親類縁者

と睦して人々心に懼ひ

敬ふを以て舅姑夫の心

に協ひ婢下妣召仕の怨

慈悲を専とし自嫉妬の

心なき故に夫の行も自ら

正しく家内和同し福

日々來り禍亂起事なし

これを孝を以て上下を

治るといふ

### 賢明章第九

古賢明なる婦人ハ君の

過あれバ時を窺ひ事

によそへて善を進め惡

を退け愛妾おほしと

いへども假初にも嫉妬の

心なく自よき妾を進

て惡妾を遠ざぐる事を

なし臣下の過を顯さず

俊才をあげ愚昧を憐

ミ下鄙をして越度なか

らしむ是賢明の婦

人の孝なり



紀德行章第十 一十五ウ

古の賢婦人ハ上に居て

驕らず下として亂れず

醜にありて争はず夫

に事るや貞實にして

かミ容おとなしく立居

振舞物靜にして外を

慎ミうちを守り湯浴

飲食の折も父子兄弟

の禮を慎ミ言と行とに

玷ことなけれバ婦人の

禮義備りはつかしめら

る、事なし

五刑章第十一

五刑の屬三千つミ不

孝より大なるハなしと

其中にも婦人ハ嫉妬を

大なる罪とす此嫉妬あ

るハ自らに婦徳なき故

に万事につき物騒く本

心暗ミ疑を生じ夫舅

姑、婢にも其容顯れ召

仕を憎ミ親類縁者の

中も疎になり邪見の

ほむら面に顯れ遂に夫

婦の道も和同せざるハ是

嫉妬の罪より發るを

以て婦人七去の首に不

孝を出せり婦ハ心を貞

く正直の魂を磨き柔

和第一に人に順ひ内を

理め門より外の事に拘

らず目ハ色に狗ず耳ハ

聲に迷ず見と聞との欲

を禁べしたとへバ酒宴の

坐見物事の席に列り

麗しき色を見妙なる

聲を聞とも其時その坐

限にするハ妨なし念を

残し想ひ懸るハ事を越

るなり又嫌疑を避るとて

人に怪しと思れ疑しと  
思れん舉動假初にも  
すべからずこれ聖人の  
教なり

廣要道章第十二

二十オ

女子の舅姑に事に力を盡し禮をつくし姉姪を奉じ親類縁者を疎遠にせず上たる人を敬ひ下を惠ミ稀人を

二十ウ

もてなし其道にあらざる

賄 ほうけず舅姑の賜ハ一

とほり辭退するハ禮なれ共

其上強給ふハ受べし又私の

財なく人の富を羨ず他

行にハ面をあらハに見せず

夜行にハ燭なければ行ず

兄弟を送るとも門の外へ

出ず出家沙門にも側近く

寄ず是婦人の要道也

二十ウ

廣守信章第十三

天の道を立て陰と陽

といひ地の道を立て柔

と剛といふ陰陽剛柔

ハ天地の始男女夫婦ハ

人倫の始也夫を天となし

婦を地となす此道をか

けバ陰陽はなる故に

夫婦の道ハ和同を專

要とす然ども男ハ天

徳に則を以て剛く重

婚の義あり女ハ地に

則をもて柔なるを道と

する故に再縁の法なし

爰を以て婦人は地の

天に隨て万物を生ずるが

如く夫の徳に隨て事

ざれば一生安穩に終る

道なし故に婦道の教

を守り信を盡す事を

第一とハなす也

二十ウ

廣揚名章第十四

女子の父母に事に孝  
 行なれば嫁して舅姑に  
 事も亦孝行也舅  
 姑に孝なれば夫姨にも  
 其ごとくにしてむつましく  
 又親類縁者を近隣に  
 至るまで其間有て世上  
 に父母兄弟の名を顯し  
 天下に譽を得るハ是行  
 内になりて名後世に立  
 といふ

諫諍章第十五

婦人ハ夫を天として廉  
 貞孝義をもて事とい  
 へども夫もし不義非道  
 の事ある時ハ諫る道古  
 より其例少からず舅

姑ハいかなる僻事曰ふ  
 とも諍諫の道なし是  
 を曲従の教といふ曲従  
 とハまげてしたがふといふ  
 事也夫もし姪亂不義  
 非道の事あらバ我色を  
 和げ聲を雅にして諫む  
 べし怒怨へからず夫諫を  
 聴ずしていからバ先暫く  
 止て後に男の心和ぎたる  
 時また諫むべしきすれば  
 男の心遂に和らぎ惡を  
 やめ善にうつるもの也爰  
 を以て男を不義に陥ら  
 せず古かくの如にして國  
 家を治め名を後世に  
 傳ふる賢女和漢にその  
 例おほし是をよく諫  
 といふなり

胎教章第十六

夫人ハ五常の理を受て生るゝといへども性と習といふあり故に善に移ば善人となり惡に移ば悪人となる是皆教によるなり古の教に婦人懐妊すれば寐るに側す坐するに邊ず立に跛せず邪味を食せず左道をふまず割め正しからざれば食せず席正しからざれば坐せず日に悪き色を見ず耳に悪き聲を聴ず口に悪き言を出さず手にあしき器を執ず夜ハ正書を讀朝に起てハ立居振舞を正しくすれば其生子形容端正して才徳人に勝るゝといふ是胎教を守の徳なり

母儀章第十七

夫人の母たる者ハ其禮義を明かにして和同するに恩愛を以てし是に示すに嚴毅なるを以し動て禮にかなひ言ことかならず經あり男子にハ六歳にして数と方角とををしへ七歳にして男女席を同ふせず食を共にせず八歳にして小學を習ハせ十歳にして師をとり従ハしむ出入毎に必ずつげ。遊ぶ所必ず常あり習所かならず業あり居にハ奥に主たらず坐するにハ席に中せずゆくに道に中せず立に門に中せず高きに登らず深きに臨ず假初にもそしらず假

初にも笑はず私の財あ  
らず立にハ必方を正し

耳を傾け聴ず男女の

別をまもり嫌ひを遠

ざけ疑しきを避巾櫛

を同せず女子七歳にし

て四徳を教ゆべし一には

婦徳心に備ふる善也

二にハ婦言口にいふ詞

なり三にハ婦容身に

顯すかたち也四ハ婦功

手にとる業なり女子ハ

親のもとに止るハ暫の

中なれば婦道を教る

を母たる者のミちと

いふなり

舉惡章第十八

女の道ハ陰にして

男にしたがひ卑弱を

第一とするといへども國

政事におこたり家事  
治らず其土地に凶惡

あるハ皆主君の慎ミ

あしきより天道の

憎をうくるもの也いか

ほど女の顔容美麗に

して主君の心になふ

とも婦徳なき婦人ハ

こゝろざし恣に驕り

國をほろぼし家を

みだる例すくなからず

殷の世の亡るや妲

己より起り周の世

の亡るや褒姒より

起る其外擧てかぞふ

べからず婦人賢明

なれば君善にすミ

家治り國平なり